

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
災害派遣撤収に伴うチャーター船 による海上輸送等	防 衛 大 臣 承 認	年 月 日
	作 成	令和6年3月25日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	西部方面総監部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、金沢港から博多港までチャーター船舶による人員及び装備品の海上輸送について規定

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1 チャーター

官側が積載スペースを専有できる状態

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

女性の居住区を備えたチャーター船（貨物船）により、金沢港と博多港の間、人員及び装備品を海上輸送する。

### 2.2 役務の内容

#### 2.2.1 輸送時期

令和6年4月5日（金）から7日（日）までの間

#### 2.2.2 輸送所要

##### a) 人 員

29名

##### b) 装備品

小型トラック1両、大型トラック6両、大型トラック・入浴セット2両、大型トラック・洗濯セット1両

#### 2.2.3 輸送要領

a) 令和6年4月5日（金）金沢港から出港できるものとする。

b) 船舶はチャーター船とするとともに、金沢港から博多港までの間は、経由することなく直行で輸送できるものとする。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

## **4 その他の指示**

### **4.1 保全**

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同等とする。

### **4.2 その他**

その他は、次による。

#### **a) 連絡手段及び態勢**

契約相手方は営業時間の内外を問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

#### **b) チャーター船の運航に必要な諸手続き**

チャーター船の運航に伴う申請手続き等については、契約相手方が実施する。

#### **c) 代替手段の確保**

役務の実施期間中、契約相手方はチャーター船の遅延及び運航が困難な状況が生起した場合には、直ちに官側へ報告するとともに、気象その他の天変地変等やむを得ない事由に因る場合を除き、代替手段の確保等の処置を講ずる。

### **4.3 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。